

入札参加者 様

工業用水課長

### 技術資料作成に関する質問回答書

- 1 工 事 名 : 工業用水道 東寺尾送水幹線口径1100mm更新工事 (その1)
- 2 工事担当部署 : 工業用水課
- 3 担 当 者 : 設計工事係長
- 4 連 絡 先 : 電話番号 045-954-3331  
F A X 045-953-4274
- 5 内 容

質 問 事 項	回 答
(1) 簡易な施工計画4項目(第4号様式～第7号様式)において、記載事項から次の記載事項に移る場合、改行せずに記載することは認められるのでしょうか。	(1) 横浜市総合評価落札方式ガイドラインをご確認ください。なお、内容の記載にあたっては、判読できない場合は評価しないことがあります。
(2) 簡易な施工計画4項目(第4号様式～第7号様式)において、配布された様式の右側に赤書きされています“※上部”のセル範囲について、フォント、文字の大きさ、記載内容はそのまま(空欄の行も含め)、セルの高さだけを変えることは認められるのでしょうか。	(2) セルの高さを変えることは認められていません。
(3) 「新たな担い手の育成」に該当する担当技術者として40歳未満の男性技術者または女性技術者を提出した場合において、その技術者が監理技術者証(土木)を保有している場合は、仮に低入札調査となった場合の追加技術者として兼ねることは可能でしょうか?	(3) 「横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱」第4条の2(1)にあるよう、当該工事の配置予定技術者とは別に専任で配置してください。
(4) 評価項目:安全管理に留意すべき事項「長距離坑内及び大深度立坑内作業時(立坑築造時含む)の作業員の安全確保について」長距離坑内とは、一次覆工、二次覆工の両方の作業時を対象としているのでしょうか。 また、大深度立坑内とはNo.1両発進立坑のみを対象としているのでしょうか。	(4) そのとおりです。
(5) 簡易な施工計画(品質管理に係る技術的所見)で、具体的な評価項目に『・・・シールド掘進前の事前調査・施工計画・・・』と記載されていますが、これはあくまでも、シールドの線形精度を確保するための事前調査・施工計画であって、シールド工事全般に係る事前調査・施工計画ではないと考えてよろしいのでしょうか。	(5) そのとおりです。

<p>(6) 評価項目：「長距離坑内及び大深度立坑内作業時（立坑築造時含む）の作業員の安全確保について」の対象工種に、トンネル内配管工や No.2 到達立坑工は含まれるということでよいでしょうか。</p>	<p>(6) トンネル内配管工については含みますが、No.2 到達立坑は含みません。</p>
<p>以下余白</p>	<p>以下余白</p>